

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認書類について

公共工事における監理技術者及び主任技術者、現場代理人（以下「監理技術者等」という。）の直接的かつ恒常的な雇用関係については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の施行に伴い、公共工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等の雇用の確認に取り組んできました。

このたび、健康保険被保険者証のマイナンバーカードへの移行に伴い、令和7年12月1日をもって従来の健康保険被保険者証が使用できなくなることから、令和7年12月2日以降は監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認書類について以下のとおりとしますのでご留意ください。

1. 監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認書類

- ① 監理技術者資格者証の写し
- ② 直近の住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）写し
- ③ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ④ 所属会社の雇用証明書の写し
- ⑤ その他、これらに準ずるもので3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの

2. 適用日

令和7年12月2日から適用